

西目地域の藩政村と自治村落

大 鎌 邦 雄*

目 次

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. はじめに | (1) 山林管理機構 |
| 2. 中世末期の由利郡と「西目地域」の「村」 | (2) 子吉郷への山貸しと「村」 |
| 3. 藩政村としての「村」 | (3) 郷内山争いと「村」 |
| 4. 村内検地資料から見た「村」 | 6. おわりに |
| 5. 山論に見る「村自治」の形成過程 | |

1. はじめに

本稿は、秋田県旧西目町(現由利本荘市)の集落について、藩政期にさかのぼってその形成、およびそれと関連した自治能力について検討することが、課題である。

この課題を設定した理由は、以下による。すなわち戦間期における行政村と集落の関係について旧西目村をフィールドにして検討した旧著(大鎌, 1994)では、村内10集落(湯保, 田高, 井岡, 中沢, 沼田, 湯端, 出戸, 上高屋, 中高屋, 海士剝)をすべて行政村への対応能力を備えた「自治村落」として扱い、村会議員や村内各団体等の役員の選出等行政村への対応に関する各集落の差は、主としてその経済構造の差から説明した。しかし昭和農業恐慌期における同村の恐慌対策である「新経済政策」と集落の対応を検討すると、各集落には行政対応能力に質的な差があり、行政村サイドからもその強化を図る施策がとられたということが明らかとなった。そこで集落の差を明らかにするためには、まずその歴史的形成過程を検討する必要性があるのではないかとすることを、課題として提起した(大鎌, 2014)。各集落の自治能力や行政対応能力の差の根拠を歴史的に検討することで、旧著の不足が補うことができるのではないかと考えた次第である。

本稿の基本的な視点は、齋藤仁氏のいわゆる「自治村落論」(注1)である。自治村落論については、いくつか批判的な検討がなされているが、主要な論点は、一つは自治村落の領域と藩政村との関連であり、もう一つはいわゆる「一村多集落」村落に見られるような、藩政村の重層的な内部構造の問題であった(注2)。これに対して齋藤仁氏は、すでに反批判を行い、自治村落の概念を拡張しつつ明確にした。すなわち一村多集落の枝村等であっても、やがて親村と対等な位置関係を獲得して一村の統治機構に参加し、一個の藩政村として独立することもあり得る、という理解である(注3)。

本稿はこうした齋藤氏の近年の理解について、西目地域の藩政期の村に即して実証的に検討することも目的の一つである。西目地域の藩政村は、中世末期以来の歴史的経過や本

*東北大学名誉教授(農学研究科)

荘藩の農村支配政策にも規定されて典型的な「一村多集落」の構造であり、それら集落が事実上分立したり、統合の傾向を見せていたりする。こうしたことが各集落の自立と自治および対外交渉力の形成にどのように関連しているのかを、可能な限り検討したい。

近年の地域史研究の深化が、こうした検討を可能にした。旧著の刊行以降、由利郡全域を視野に入れた『本荘市史』や、新たな資料の発掘と高いレベルでの分析を行っている『西目町史』が刊行された。本稿における「西目地域」の藩政期に関する歴史的事実やその分析は、多くは両書によっているのであり(注4)、その意味でオリジナルなものではない。両書のファクトファインディングや分析結果を、本稿の問題意識に沿って再解釈して整理したものにすぎない。このことを予めお断りしたい。

なお本稿では中世末期から近世における旧西目町の領域を「西目地域」と表記する。但し明治の町村制以降隣の平沢町に繰り入れられた「両前寺村」および藩政期に子吉郷薬師堂村の枝村であった「海士剥村」を含んでいる。

2. 中世末期の由利郡と「西目地域」の「村」

中世末期(戦国期)の由利郡では、いわゆる「由利十二頭(党)」「由利衆」と総称されていた中小の国人や土豪層による在地支配が行われていた(注5)。彼らは周囲の秋田仙北や庄内地域の在地領主に対して「一揆」的連合を形成して対抗すると同時に、由利郡内部では合従連衡を繰り返していた。「西目地域」の支配者は潟保氏であり、現潟保集落の背後の丘にある空堀を備えた潟保館に居住していた小在地領主であった。

支配体制が変化を始めるのは、豊臣政権成立後である。天正18(1590)年豊臣政権の奥州仕置と検地、天正19(1591)年「九戸一揆」鎮圧や同20年の朝鮮出兵のための軍役が契機となった。さらに慶長7(1602)年「関ヶ原」をめぐって徳川政権により在地領主の転封や断絶がなされ、最上氏の由利入部により近世的支配が開始される。さらに最上氏の転封後、元和9(1623)年の六郷氏等が入部して本荘藩が成立し近世的支配が完成した。

このような変動の過程で西目の在地領主潟保氏は、まず天正18(1590)年「従太閤様、羽州由利の内潟保村拜領御朱印」(本荘市史資料編Ⅰ下,323)を受け、領主としての地位が安堵されたが、ここに領地として「潟保村」という村名が登場する。またその前後に潟保氏は、小田原合戦、朝鮮出兵、「関ヶ原」時の庄内での合戦等、数回にわたって他の由利衆と共に家臣をひきつれ出陣していた。在地領主の支配は、同時に武力調達機構として機能したのである。

慶長7(1602)年の由利入部後最上氏は在地領主層の一部を家臣に取込み、郡内に一部直営の「蔵入地」を残すものの、ほとんどを家臣の領地とする地方知行制をとった(注6)。潟保氏は新たに200石4斗で家臣となり「最上義光分限帳」(本荘市史資料編Ⅰ下,509)に名を連ねた。こうした措置により「由利十二頭」と呼ばれた在地領主層の関係は解体し、さらにそれぞれ旧領主の家臣団は各地の有力農民として帰農した。由利地域でもこのようにして「兵農分離」が行われた。潟保氏は上記のようにその直系は最上の家臣となるが、次男等

傍系は旧家臣とともに帰農したとされる。

また瀧保家に残された資料には、慶長13(1608)年人足を徴用して新田開発に従事するという掟書が、瀧保氏に下されていることが示されている(本荘市史資料編 I 上, 624)。最上支配期の在地領主は、同時に開発主体という機能を担わされていた。最上氏は慶長17(1612)年総検地を実施した。検地の特徴は、必ずしも中世以来の村の範疇を尊重することなく村請に適合した「村切り」を行ったことから入り作が多かったこと、名請け人には兵農分離により帰農した旧土豪層の家臣も含まれていたようである(注7)。

検地の関連資料に「西目地域」の村名が記載されている。「西目地域」は旧在地領主で最上の家臣となった滝沢氏の領地(約一万石)に含まれていた。滝沢氏の領域は大きく4つに区分されるが、そのうち「滝沢領」13ヶ村(戸数375軒、但し寺名子共)には「西目村」が含まれ、別に瀧保郷(35軒、但し寺名子共)があった(本荘市史資料編 I 下, 604・606)。さらに瀧保郷については検地結果の概要が判明する。第1表によると、課税対象としての田は15,936束であるが、このうち出田(新田)が16%を占める(注8)。「西目地域」でも戦国期から近世初頭に新田開発が進展したことが具体的に理解できる。また瀧保郷の戸数が33間、家数が35であるが、このうち「名子」が含まれており家間に支配関係があったことを示唆されている(注9)。

ついで滝沢領の知行地について元和8(1922)年の記録「滝沢兵庫様御知行并高蒞改」(町史資料編, 229)が西目村内に残されている。そこには西目地域の村名として、瀧保村(14,998束蒞)、西目村(39,274束蒞)の2村の村名が見られる。西目村は瀧保村の2.6倍ほどの束蒞をもった村であった。さらに両前寺村(2,150束蒞)も見られるが、その農地もしくは生産高は両村に比較して小さい。但し検地資料に見られた「瀧保郷」という名称はない。

以上、豊臣政権による奥州仕置きと最上氏の入部により、「由利十二党」といわれる土豪層の支配が解体し、近世的な大名による支配と兵農分離が進行する中で、滝沢領内の「西目地域」には、「瀧保村(郷)」「西目村」が成立しており、それと並んで近隣に小村「両前寺村」が見られた。但し「瀧保村(郷)」も滝沢領であったが、ここを支配していた瀧保氏が支配上どのように関与していたのか、必ずしも明確ではない。

検地関連資料はまた、断片的ながら当時の農業経営のあり方についても示唆している。慶長17(1612)年瀧保村の斎藤長左右衛門の「知行地」は、本田と新田あわせて1,304蒞、苗代15束蒞であった。このうち手作り地は全耕地の46%にとどまり、残りを4人に耕作させていた(注10)。このことと、先にみた検地帳名請け人の性格や「名子」の存在を考慮すると、この経営は従属民等の労働力に依拠した土豪的経営という可能性があるであろう。帰農し

第1表 最上検地に見る瀧保郷

	慶長17(1612)年	
	束刈数(束)	石高(石)
本田	13,401	186.1535
出田	2,535	34.0825
苗代	290	4.64
畠大豆		1.15
出大豆		0.05
本米 ^ㄱ		187.2575
出米 ^ㄱ		39.4925
居屋敷	33間	
家数	35 但し寺名子共	此米 1.35石
山手	1.3石 但し本府二入	

注1)「石高」は貢租額である。
出所: (本荘市史資料編 I 下, 606)

た旧土豪層もしくはその家臣による経営であったろうか。

3. 藩政村としての「村」

最上義光の改易後、短期間本多正純が支配をしたが、元和9(1923)年本多氏の改易により、由利郡は三藩と旗本領等6つに分割された。「西目地域」を支配したのは、六郷氏であった。六郷氏は元秋田仙北の在地領主で、関ヶ原後常陸にいったん転封された後、再度由利郡へ転封された在地性の希薄な支配者であった。

本荘藩の農村支配機構は、役人として郡奉行(1名：150石)一郷代官(7名：36俵二人扶持)がおかれ、郷代官を補佐するものとして手代(16俵二人扶持)が各郡に配置された(「本荘市史通史編Ⅱ, 132)。これに対する村役人は、各郷の名主(注11)であった。郷は中世以来の「由利十二頭」支配の領域とほぼ重なっていた(本荘市史通史編Ⅱ, 312)。但し子吉郷のように大きな郷には名主が2名おかれていた。郷内の葛法・宮下・埋田・船岡・玉池の5ヶ村を「上郷」、葉師堂・藤崎の2ヶ村を「下郷」とし、それぞれ名主が担当する村が決められていた(本荘市史通史編Ⅱ, 366)。西目には、湯保郷と西目郷に1名ずつ名主がおかれ、いずれも世襲の傾向が強かったという(町史通史編, 212)。さらに必ずしも明らかではないが村役人はいずれも旧土豪の家系に連なるものと思われ、本荘藩は旧土豪を通じて村の支配を行っていたと思われる。

一般に旧土豪層の農村支配は、いわゆる「小農の自立」を通じて近世的小農を基盤とした支配機構に転化する傾向が見られ、その転換期になんらかの「村方騒動」が発生するといわれている。由利郡でも「名主の不正」等を告発したいわゆる「石沢騒動」が、天明4(1784)年に発生する。その経過には触れることはできないが、結局藩により百姓側が弾圧され、訴えられた村役人は一時退役した後一部は騒動前の地位に復帰し、この結果以前の支配体制がほぼ継続したという。本荘藩の旧土豪層の系譜をひく村役人による農村支配は、こうして基本的には幕末まで継続したようであった(注12)。

寛永2(1625)年の朱印状によると六郷氏の所領は49ヶ村2万石で、このほか「開発之地421石余」があり合計20,421石であった。この時いわば「数字合わせ」のため「相給村」が生じた。さらに寛永17(1640)年四国高松の生駒氏の由利への改易により領地替えが行われ、50ヶ村20,021石となり、相給村も増加した。領地替え後の公式領地目録の村リストから、「西目地域」の村は、沼田村、河崎村、出戸村、両前寺村、湯保村の5ヶ村であることが確認できる(本荘市史資料編Ⅲ, 62)。その後幕府や藩などの公式記録に表れるこの村名は、多くの新田村が生じたものの、幕末まで変更がなかったという(町史通史編, 211)。

とはいえこれ以外にも藩が作成した村リストがいくつか存在する。本荘藩の村支配は、前述のように基本的に郷を単位としていた。藩は入部直後の元和10(1624)年に総検地を実施した。総検地はこの1回だけで、その後は新田分だけの新田検地が行われた。検地記録については後に触れることとする。第2表は、元禄年間の各郷の石高と村名等を示したものである。「西目地域」の村は湯保郷に湯保村と川崎村が含まれ、西目郷に出戸村、沼田村、

両前寺村が所属しており、上記公式記録どおりである。しかし隣接する子吉郷には、公式記録に見た「子吉村」は示されず、同表に見るように少なくとも5ヶ村が存在していたことがわかる。

第3表は元禄11(1698)年幕命により元禄絵図が作成された際に本荘藩に残された控えに記載された「西目地域」のものを示したものである。記されているのは村名と石高だけであり、郷毎にまとまっているのではない。表示した郷名は便宜上示したものである。これによると潟保郷には潟保村と川崎村に加えて、井之岡(井岡)村が登場する。後に見るようにこの時期までに新田開発がほぼ完了し、井岡村は新田村として形を整えたのであろう。西目郷は上記公式記録示された通りで変化はない。しかし子吉郷では上原村が登場し合計6ヶ村となった。この表で注目されるのは、「外」として3ヶ村が表示されていることである。すなわち「西目村之内」の土花村と高谷村、及び「薬師堂村之内」の海士剥村である。いずれも「高無シ」であった。土花村は上高屋とも呼ばれ高谷村は中高屋ともいわれ、いずれも海岸沿いの酒田へ通ずる街道沿いに立地する集落である(注13)。また街道沿いには製塩業が行われており、中高屋でも製塩が行われていた(池田, 1993, 44-45)。いずれも西目村内の小集落であろうと思われる。子吉郷の薬師堂村は、上原地区、村地区(本村)、浜分地区の3つ集落で構成され、郷名主が上原地区に居住していた。このうち浜分は獺袋(おさぶくろ)と海士剥の二つの小集落で構成され、寛政12(1800)年の検地帳によると、前者が7戸後者は6戸と記録されている。獺袋は街道沿いにあり、また正保年間(1640年代)海士剥村には海辺防備の施設唐船番所がおかれていたという(注14)。このことから薬師堂村は、上原地区と村地区が農業を基盤とする集落であったのに対し、獺袋を含む海士剥村は、その性格を異にしながら薬師堂村を本村とする「枝村」であったといえよう。さらに上原地区が「上原村」として単独で表記されていることにも注意を要する。

第4表は、いわゆる天保郷帳に記載された村名である。但し郷名はここでも便宜的に補った。天保郷帳は、幕命により各藩が一村毎に新田高も含めて報告したものである。ここに

第2表 各郷の人口・家数・村名

元禄6(1693)年			
	西目郷	潟法(保)郷	子吉郷
本田	768.555	706.134	2,716.036
新田	224.508	430.855	953.771
石高計	993.063	1,136.989	3,669.807
家数	119	117	216
人数	721	837	1,154
うち男	413	470	669
女	308	367	485
村名	出戸村 沼田村 両前寺村	潟法村 川崎村	薬師堂村 藤崎村 舟岡村 玉池村 葛法村

注:「家数」にはいずれの郷も「寺門前共ニ」という添書きがある。

出所:(本荘市資料編Ⅲ, 65-66)

第3表「元禄絵図」に表示された「村」

元禄11(1698)年			
	村名	石高	注記
(潟保郷)	潟保村	301.325	
	井之岡村	150.660	
	川崎村	352.305	
	潟保郷計	804.290	
(西目郷)	沼田村	451.303	
	西目村	406.536	
	両前寺村	57.969	
	西目郷計	915.808	
(子吉郷)	薬師堂村	463.275	
	上原村	167.514	
	藤崎村	541.625	
	玉之池村	226.128	
	葛法村	335.059	
	舟岡村	417.259	
	子吉郷計	2,150.860	
外	土花村	高無シ	西目村之内
	高谷村	高無シ	西目村之内
	海士剥村	高無シ	薬師堂村之内

出所:(秋田県, 1963, 600-604)

記載された村名は、西目郷西目村が出戸村と変更されていること以外は、上記公式記録と同じである。子吉郷も「子吉村」一村だけである。しかし注目すべきことは村名の右肩に表に示したような「古者〇〇村」と注記が付されていることである。(史籍研究会, 1984)に付された「解説」には「村名の右側に分合や改称の沿革を注記したところ

もある」と示されている。本荘藩の村々に付された注記には「古者」とあり、公式藩政村を構成するいわば「旧村」のように表現されているが、湯保村内の「井野岡村」の様に新田村も含まれていた。子吉村では上記の見た薬師堂村を含めて6ヶ村が記されており、その総石高も3千石に超過し1村の規模を超えている。このことは、天保郷帳に示された本荘藩の藩政村は、多様な姿を示している村々を公式藩政村の枠内に括ってしまったもので、必ずしも実態を正確に示していないことを示しているように思われる。

最後に幕末時点での村について、明治初期に政府により調査された「旧領旧高取調帳」のうち、湯保郷、西目郷及び子吉郷について示した第5表を見よう。まず湯保郷には、現在の集落である公式藩政村の湯保村、川崎村だけでなく、中澤村、井岡村が示され、さらに川崎村とともに現在の田高集落に統合された田高村、大西目村、田中村も示されていた。幕末の湯保郷は、合計7ヶ村で構成されていたのである。次に西目郷は、公式藩政村通り3ヶ村である。また上高屋、中高屋は示されていない。独立した村として扱われず西目村に包まれる枝村という状態が続いていたのであろう。また幕末期に西目

湯干拓により形成され後に集落として扱われる湯端村も掲載されていない。次に子吉郷では7か村が記載されているが、第2表の「元禄絵図」に示された上原村が消え、海士剥村が少ない石高ながら独立して示されていた。さらに宮下村、新田村である埋田村も掲載されている。このように「旧高旧領取調帳」は幕末期までに成長した村の実態に即して作られたリストであったと思われる(注15)。

以上公式記録を中心に支配の側が作成した「藩政村」リストを検討した。その結果「西目地域」には、二つの郷があり、一つは湯保村と川崎村の公式藩政村2ヶ村で構成され後に井岡村が新田村として登場する湯保郷と。沼田村、出戸(西目)村、両前寺村の公式藩政村3

第4表「天保郷帳」に示された「村」

		天保5(1834)年	
	村名	石高	注記
湯保郷	湯保村	632.080	湯保村 井野岡村
	川崎村	364.747	
西目郷	沼田村	542.040	沼田村 西目村
	両前寺村	71.840	両前寺村
出戸郷	出戸村	454.098	
子吉郷	子吉村	3236.049	薬師堂村 玉之池村 上原村 葛法村 藤崎村 舟岡村

注)「注記」については、本文参照のこと

出所:史籍研究会(1984)

第5表「旧高旧領取調帳」に示された「村」

(明治初期)

	村名	石高		村名	石高
湯保郷	中沢村	100.509	子吉郷	船岡村	680.890
	井岡村	186.966		葛法村	594.918
	湯保村	432.118		玉ノ池村	484.938
	川崎村	106.449		埋田村	124.858
	田高村	156.495		薬師堂村	1022.727
	大西目村	137.481		藤崎村	925.971
	田中村	28.247		海士剥村	11.988
	小計	1,148.265		小計	3,846.290
西目郷	沼田村	413.725			
	両前寺村	100.962			
	出戸村	480.740			
	小計	995.427			

出所:(木村,1995)

ヶ村で構成された西目郷があり、上高屋、中高屋2集落は出戸村の枝村であったことが記録されている。また子吉郷には公式藩政村として「子吉村」があるが、しかし実態としては5-6ヶ村の「村」から構成されており、さらに海士剥集落が薬師堂村の枝村として記録されていることが判明した。このように公式記録には、後に述べるような新田村の展開もほとんど考慮されず、また「子吉村」のように村としての実態がないままに記載され、そのまま幕府にも報告されていたことが判明した。明治初期に作成された「旧高旧領取調帳」の記録は、むしろ実態を把握した点で正確であろう。

4. 村内検地資料から見た「村」

次に地方資料から、「西目地域」の村について検討しよう。資料は村内に残された検地に関する資料である。

上記のように本荘藩では元和10(1624)年に総検地が実施されたが、幸いなことに西目地区にはその記録が残されている。但し名請人毎に集計しなおした「名寄」形式となっている。「町史資料編」には原文が複製されているが、表題は「潟保郷本田御検地帳」である。支配に一致して検地は郷が単位であった。

この検地帳について「町史通史編」(217-222)で詳細な分析がなされている。それによると第一に、合計35名の名請人には、耕作面積に関し大きな階層差があることである。階層差は簡略化して第6表に示したが、最大は38石であり、次の二つの層はいずれも20石前後に集中しあわせて5名である。15石以下層はほぼ連続しており、5石以上までで25名と、中堅層が7割強を占めている。但し10石以下層は苗代の所有率が極端に少なくなる。5石以下の下層は4名で、うち最下層は0.6石である。こうして名請人は20石前後以上層の上層農6名、15-10石の中農層12名、5-9石の下層農13名、5石以下の零細農4名から構成されていたといえよう。第二に表示しなかったが、上層ほど「上田」の率が高いという傾向が指摘されている。第三に検地帳に記載された小字には現在にも存在する地名があり、現在の中沢、井岡、潟保の各集落の基幹となる田地の地名が現われていることである。

以上の「元和検地」に示された名請人の性格は、先に見たように最上領時代の潟保郷の戸数が35戸と人数が同数であること、また階層差が大きかったことから、従属民を保持した旧土豪による経営もあったと思われる。もちろん中農層も大きな割合を占めており、ある範囲で小農の経営が成立しつつあったことにも注意を要する(注16)。

総検地は「元和検地」だけであったが、その後新田開発が進行するにつれて、「新田検地」が行われた。第7表は西目地域に残された17世紀後半の4回分の新田検地帳の概要を示したものである。それによるとまず開田総面積が最大でも1.5町歩、最小では

第6表 寛永2(1625)年「潟保郷本田御検地帳」耕作規模別名請人数

耕作規模(石)	名請人数	苗代筆数
30以上	1	2
20-30	3	2
15-20	2	2
10-15	12	12
5-10	13	1
1-5	3	4
1未満	1	1
合計	35	24

出所：(町史通史編, 221)

第7表 潟保郷新田検地結果表

新田検地年	筆数	面積(反)	石高(石)	1筆当面積(畝)
万治元年 1658	6	1.1	1.352	1.9
寛文3年 1663	50	9.9	11.836	2.0
寛文6年 1666	76	15.4	18.536	2.0
元禄3年 1690	23	4.3	5.180	0.2

出所：(町史通史編, 222)

1反歩程度であり、全体として面積がきわめて小さいことに気がつく。それに対し筆数がおおく、1筆当りの面積がわずかに2畝歩程度にとどまり、元禄期では最小の0.2畝歩である。このことはこの時期の新田開発が小規模ないわば「切添新田」であることを示すのであろう。と同時に「17世紀中頃の潟保郷では本田耕地は既に開田し尽され飽和状態にあった」（『町史通史編』224）ことを示す。上記のように新田開発は土豪が支配する戦国期から行われていたが、大規模な開発は17世紀前半に終了したとことを示すのではないであろうか。

新田検地帳のうち寛文3(1663)年と寛文6(1666)年のものには名請人の居住村名が記されている。寛文3年に掲載された名請人の居住村は、中沢村(5名)、井岡村(14名)、出戸村(5名)、潟保村(9名)、川崎村(1名)、合計35名、寛文6年では出戸村(6名)、沼田村(3名)、井岡村(2名)、金山沢村(1名)、中沢村(1名)、潟保村(35名)、合計48名である。このことは中沢や井岡などは開田を通じて形成された新田村であること、また西目郷の村から潟保郷に耕地を所有する入作者もあったことを物語るものである。

さらに「町史通史編」(224-225)には、新田開発の過程での激しい農村社会の変動があったことを示す分析結果が示されている。すなわち「元和検地」の名請人と、名請人の「移動」や年貢の減免額が1筆毎に示されている明暦3(1657)年「潟保郷中西之立付帳」(『町史資料編』309-316)を比較して、作人数が32年間に35名から60人に増加していること、また名請人が連続するものは35名中わずかに7名であったことが示されている。消失した作人には、「本(もと)」という文字が付されるもの41名と、「先逃」という文字が付されているもの9名いた。「先逃」はなんらかの理由で「逃亡」したことを示すものであろう。この時期農民にはかなりの移動性があったことを示していたといえよう。このように新田開発の過程は、作人の著しい増加と交替という変動が伴っていたのであった。

新田開発は上記のように17世紀末の元禄期にはほぼ終息したが、終息後の村の姿を示しているのが、次の二つの表である。まず第8表は元禄5(1692)年潟保郷の村毎の戸数を示したものである。潟保郷の村は7ヶ村で総戸数は122戸であり、最も多いのは潟保村の42戸、最小は

第8表 潟保郷村別居屋敷軒数

元禄5(1692)年			
村名	屋敷数	村名	屋敷数
中澤村	11	大西目村	12
井岡村	28	田中村	10
潟保村	42	川崎村	7
田高村	12	合計	122

出所：(町史資料編, 287-293)

川崎村の7戸であった。上記のように慶長17(1612)年の最上検地では潟保郷の戸数は33間、寛永2(1625)年の検地の名請人は35名であった。これと比較するとおよそ70年後の元禄期には戸数は約3.5倍に増加している。新田開発による農業生産の増大が、戸数とそれに伴う人口増加を可能としたのであろう。公式藩政村以外の井岡村と中沢村や、西目川をはさんで潟保村の対岸に隣接している田高・大西目・田中の各村は、いずれも相対的に独自の集落として形成されたのであろう。

前述のように17世紀前半には、作人たちの高い移動性がしめされており、それに伴い旧土豪層の名子・下人といわれる従属農民が自立した可能性がある。戸数の増加の背後には、土豪層による経営の変貌し、小農経営が成立したことがうかがえる。しかし直ちに「西目地域」に近世的な「家」が成立したかどうかは不明である。「家」の成立を示すためには、

家業・家産・家名の成立と、その基礎にある小農的農法の普及を確認しなければならないが、このことには「町史」でも「本荘市史」でも触れていない。ただし半田(1975)は、由利郡内越郷の村を事例にして、18世紀半ばには「家名」が成立し、現在の村の原型が形成されたのではないかと、推定している。さらに間接的になるが、細谷(2016, 39)は、由利に隣接する庄内の検地帳と農法とを検討し、元禄期には「家」が形成されたと判断している。このことを考慮すると、第8表に記された作人には、近世的な「家」や小農家族経営が成立した可能性がある

第9表 元文2(1737)年村別本新田別石高表

(単位:石,%)

郷	村名	石高	本田		本畑		新田		比率	
			石高	取	石高	取	石高	取	本田	新田
瀧保郷	瀧保	439.993	314.836	5ツ	3.078	5ツ5歩	5.412	5ツ	72	28
						116.967	3ツ			
	井ノ岡	181.764	84.066	5ツ	0.917	5ツ5歩	3.888	5ツ	47	53
						92.839	3ツ			
	中沢	115.554					115.554		0	100
	川崎	79.539	59.212	5ツ7歩	1.044	5ツ5歩	2.584	5ツ7歩	76	24
						16.699	3ツ			
保郷	田中	50.842	35.966	5ツ7歩	0.368	5ツ5歩	0.592	5ツ7歩	71	29
						13.196	3ツ			
	田高	181.043	131.066	5ツ7分	2.317	5ツ5歩	2.552	5ツ7歩		
						2.244	5ツ	74	26	
					42.864	3ツ				
瀧保郷	大西目	93.416	72.35	5ツ7歩	0.796	5ツ5歩	0.4	5ツ7歩	78	22
						19.87	3ツ			
	郷合計	1142.169	(本田畑706.134)				(新田畑436.035)		62	38
西目郷	出戸	499.117	389.581	5ツ7歩	3.62	5ツ5歩	18.974	5ツ7歩		
						86.942	3ツ	79	21	
	両前寺	95.831	55.855	5ツ7歩	2.098	5ツ5歩	0.968	5ツ7歩		
						36.907	3ツ	60	40	
沼田	沼田	401.028	313.4	5ツ7歩	3.998	5ツ5歩	22.718	5ツ5歩		
						60.912	3ツ	79	21	
郷合計	995.966	(本田畑768.555)				(新田畑227.421)		77	23	

注)不突号は、原資料による。

出所:(町史通史編, 228-229)

開田は瀧保郷の方が多かった。ちなみに本荘藩の総石高は、入部当初の寛永2(1625)年には2万石であったが、元禄6(1693)年には3万石に達し、その後は3万石強のレベルで停滞する。また元禄6年の新田比率は石高の31%、本田を基準とすると45%となる(町史通史編, 208)。瀧保郷の新田開発は藩の平均をこえていた。

村別にみると、新田率が高いのは井岡村が53%であり、中沢村は100%新田である。両村は新田村であったということができよう。他の村の新田率は郷を問わずほぼ25%前後である。「町史通史編, 228-229」には、「取」と記されている貢租率から村の形成に関連する興味深いことが指摘されている。本田の貢租率が57%である「5ツ7歩」取りは、瀧保郷の川崎、田中、田高、大西目の「田高集落4ヶ村」と、西目郷の出戸、両前寺、沼田の3ヶ村、合計7ヶ村であり、それに対し瀧保郷の瀧保と井岡は50%の「5ツ」取りであり低い。さらに新田についても貢租率は3段階と差がついているが、「5ツ7歩」の率で課税されているのは本田も同率で課税されている村、「5ツ」50%で課税されているのは本田が「5

ツ」である村と田高村、「3ツ」30%で課税されているのはすべての村でかつ新田面積のほとんどを占める。このことから「5ツ取以上の取は、石高が少ないことなどから考えると比較的早い時期に開田が行われた結果本田と同様の扱いを受けたと推測される。それいたいし新田高の過半を占める残りの部分は本藩の一般的新田免の三ツ取であった」と指摘している。

以上の分析の結果について推測を交えつつ多少敷衍すると、本田高の「取」の差から、西目川東岸の潟保村と、西岸にある西目郷3ヶ村及び「田高集落4ヶ村」では、なんらかの理由によりその形成過程が異なる可能性があり、西目郷及び「田高集落4ヶ村」方が開発と村の創設が早かったのではないかと思われることである。さらに西目川東岸にある井岡村と中沢村は比較的遅れた新田開発により潟保村が拡大し、後に新田村として分離したことを示すのではないかと、と思われるのである。

なおこの表の元となる資料は、西目郷沼田村に残されたもので、本荘藩の上級家臣の家にあったものを筆写したものである。いずれにしろその内容から見て、貢租額を村毎に整理したものであり、貢租の徴収業務に必要であったのであろう。既に述べたように貢租納入は、検地帳が郷単位で作成されていることから分かるように、責任者は郷名主である。しかし両郷とも石高は1,000石前後であり、事務の処理を含めて、租税納入業務は名主のキャパシティーを超えており、表示した村々におかれた「組頭」に、徴収業務の一部を、権限と共に分与せざるをえなかったのではないだろうか(注17)。貢租は「村請制」により徴収されるが、その権限と責任をもつ郷名主の機能が、各村の「組頭」に分与され、各村毎に「組頭」のもとで第一次的に自治的に貢租が徴収され、それを郷名主が藩へ納入した可能性があると思われる。ただしこのことが可能となるには、各村が一部とはいえ村請制という自治的な能力を持つことが必要であるが、それはいつ形成されたのか。次にこの点について検討しよう。

5. 山論に見る「村自治」の形成過程

村内の家間の社会関係やそれに基づく村の自治能力について、それ自体を直接把握するのはなかなか困難である。それに代わるものとして、ここでは山の資源や管理をめぐる具体的な「山論」をとおして、間接的ながら把握することを試みたい。

「西目地域」を含む由利郡では、しばしば大小規模の「山論」が発生した。狭い地理的空間で複数の領主が支配しかつ領地の交替も行われたこと、領主層は中世的な旧土豪層の「支配力」に依拠した統治を行っていたこと、さらに急速な新田開発により山資源に対する需要が急増したこと等が、多発の背後にあったと思われる。

しかしここではこれら山論をその要因を含めて全体像を解明しようというのではない。西目地域の山論をめぐる各村の、他村や行政権力への対応をとおして、その自治のあり方を見ようというものである(注18)。

(1) 山林管理機構

本荘藩では林政担当責任者として山奉行がおかれたが、18世紀前半に「山方役」に変更された。藩は林相のよい山林を「留山」に指定し、その利用と管理について強い規制を行った。また各郷もしくは村には「山頭」をおき、各留山には2～6名程度の「山守」とその下に「下守」を配置した。これら山頭と山守は、藩による任命であった。

留山では藩命により建築・土木・燃料用資材として木材等が切り出され、村から納入された。また里山は稜や燃料を住民に供給する機能を持っていた。山頭や山守はこれら山林を維持管理する重要な役割を持っていた。山頭や山守は、山林の規制に反する「徒伐」の防止や摘発などに加えて、現地で村々の利用を管理していた。「町史通史編」では、山頭と山守が自村から選出されるか否かは、山林に対する自村の既得権益を守る上で重要であったと、指摘している。西目地域には留山が11カ所あったようで、それらはいずれも新田村を含む各村の裏山でもあった。

(2) 子吉郷への山貸しと「村」

瀧保郷や西目郷には、藩の留山以外にも後背地に豊富な山林が存在し入会地として利用されていた。しかし子吉郷には山林が少なく、17世紀半に大規模な新田開発等により、草資源が不足していた。貞亮2(1685)年西目郷・瀧保郷と子吉郷とで山境について覚書きが交わされ、西目・瀧保郷から藩の担当役人宛てに提出された。署名者は両郷名主である。この時期境界が明確化されたのであろう。

藩境の冬師山をめぐる藩領を超える入会争論と山境争論が、元禄3(1690)年ころ発生した。入会山争論では仁賀保領の「平沢組11ヶ村」と本荘藩・生駒領の村が、山境争論では矢島領と仁賀保領・本荘藩がそれぞれ対立し、暴力沙汰を伴う激しく争いで死者も生じたという。記録によると入会争論での対立の一方に「西目郷17ヶ村」と記されているが、具体的にどのような村であるか不明で、おそらく山中の小集落も「村」としてカウントされていたのではないと思われる。最終的には幕府により裁定が下され、絵図が交付されて一応の決着がついた。17世紀末までは、藩領を超える争論のみならず、郷間関係についても基本的に郷名主を主体として行われたことがうかがえる。

17世紀末以降子吉郷と

第10表 子吉郷稜山貸契約等に記された村役人

西目郷・瀧保郷の間で入会地の貸借がおこなわれていた。貸借には、後に触れるように藩の意向も作用していた。第10表に示したのは、その貸借に関してかわされた主要な文書4件の概要である。番号[1]は元禄7(1694)年にかわされた借入契約書で、期間は5年

番号	年次	内容	発信者		宛先	
			役名	人数	役名	人数
1	元禄7 1694	5年間借入れ証文	子吉郷名主	2	瀧保郷名主	1
					西目郷名主	1
2	明和3 1766	山不足につき借用申し入れ	子吉郷名主	2	瀧保郷名主	1
			組頭7か村	16	西目郷名主	1
					組頭衆中	
3	寛延4 1751	根堀山借用につき誓約	子吉郷名主	1	瀧保郷名主	1
			同組頭	9	西目郷名主	1
					惣組頭衆中	
4	明和1 1764	子吉郷根堀山借用証文	子吉郷名主	2	瀧保郷名主	1
					西目郷名主	1

注)人数が記載されているものはいずれも「連名」で記されている。
出所: (町史資料編, 351-353)

賃借料は年1両であり、双方の郷名主が署名している。山貸しは継続的に行われていたようである。番号[2]明和3(1766)年の借入申込書には、貸し手側として2名の名主の外「組頭衆中」が記され、借入れ側として名主2名に加えて各村の組頭16名が連名で署名捺印している。18世紀半ばには郷間の契約も郷内部各村の同意が明記される必要があったといえよう。

子吉郷へは秣場のほか、凶作時の非常用食糧として葛根を掘るための「根堀山」として貸出されることもあった。18世紀後半は全国的に飢饉が発生した時期である。子吉村から根堀山の借用申請は、「町史資料編」に3通掲載されている。番号[3]は寛延4(1751)年に西目郷・潟保郷宛てに出された誓約書である。貸出される場所、1ヶ月弱の期間、および馬草は刈らないという条件が明記されていた。この文書には願主として子吉郷の名主と9名の組頭が連名で記され、宛先は西目・潟保両郷の2名の名主及び惣組頭となっている。番号[4]は明和元(1764)年の根堀山借用証文である。文書の差出し人は子吉郷の2人の名主、宛先は西目・潟保領郷の名主であった。18世紀の後半には郷間関係という対外関係について、名主のみならず村レベルの役人も関与していることに、注意がひかれる。

山資源は双方の農民にとって生産と生活に直結するものであり、特に凶作時には貸し手である西目側にとっても必要度は高い。そのため貸出の意思決定について、郷内各村間の利害調

第11表 子吉郷へ山貸し反対文書に記された村役人

番号	年次	内 容	発信者		宛 先	
			役名	人数	役名	人数
1	安永3 1774	子吉郷への山貸し反対願書	潟保郷組頭	11	潟保郷名主	1
2	安永6 1777	子吉郷との互秣決定に反対の口上書	潟保郷組頭 五人組 惣百姓	4 4	潟保郷名主	1
3	天明3 1783	子吉郷へ山貸し反対の願書	井岡村 中沢村	1 1	潟保郷名主	1

出所: (町史資料編, 351-353)

整に困難が伴ったことが想像される。第11表は潟保郷内の村から出された山貸しに反対する文書の概要を示したものである。番号[1]は安永3(1774)年の子吉郷への山貸しに反対するという願書である。願主は潟保郷組頭11名であり、人数から見て井岡村や中沢村の組頭も含んでいた。反対理由は、潟保郷は年貢率が高くかつ凶作が続き山稼ぎへの依存が大きくなっていることから利用度も高く、その結果山が荒れてきたので山貸しには反対であるということである。自己の利害を理由にした反対であった。

番号[2]は安永6(1777)のものである。文書のタイトルは「願」ではなく「口上書覚」であり、より強い反対の意思が込められていた。また差出人は組頭4名、五人組(頭?)4名、および惣百姓であり、宛先は潟保郷名主であるが、人数からみておそらく郷内の1村を単位とした意思表示であろう。この時期村は合議を行い「惣百姓」として郷名主に意思表示できる能力をもっていた。反対理由は、これまで子吉郷へ山貸しし代金も受取ったが、山が荒れてきたのでこれまで貸した山は対象外にしてほしい。また経緯は記されていないが、子吉郷との「互秣」にも反対である、というものである。「互秣」とは秣場に相互に入会うことと推測されるが、もしそうならば子吉郷の住民にも恒常的な利用権を与えるもので、村の農民の利害に直接関わる問題であった。

番号[3]は天明3(1783)年に瀧保郷の井岡村と中沢村の代表者(村惣代?)が、郷名主と組頭中宛てに提出した山貸しに反対する願書である。反対理由は、これまで藩は山貸しを命じてきたが、山は荒れ尽された状態で、荒れない山を貸せと命じられても貸す山がないということである。両新田村は瀧保郷名主に対し、村の総意として明確な意思表示を行ったことが理解できよう。

以上子吉郷への山貸しは、藩の命により郷間での交渉により行われたことが明らかとなった。しかし秣等山資源にたいする需要の増加にともない入会山の荒廃が進み、さらに凶作という困難な事態に直面する中で、村はそれぞれ明確な反対の意思表示をしたのであった。その背後には、瀧保郷の村々は新田村を含めて自立を強め、村を単位にその総意として意思決定を行う関係が形成されたからであろう。但し文書の宛先がいずれも郷名主であって、村間の利害調整と子吉郷との交渉は郷を単位に行われていたことは変わらない。山貸しに関する村内の利害調整と対外交渉は、18世紀後半では、郷内の問題であった。

(3) 郷内山争いと「村」

19世紀に入り幕末にいたると、山資源への需要はより大きくなる。さらに「西目地域」の場合文政11(1828)年から本格化する「西目瀧干拓」に伴う開田により、秣の不足は一層顕著となった。この中で西目郷・瀧保郷内部での山争いが頻発するようになり、それとともに村の自立度がより大きくなる傾向が見られた。次にこの過程を検討しよう。

第12表 瀧保郷・西目郷内村間山問題争論関連文書に記された村役人等

番号	年次	争論等文書内容	発信者(原告)		争論相手(被告)		宛先
			役名	人数	役名	人数	
1	文化5 1808	浅水道論につき川西諸村の願書	川西惣百姓代 大西目・田高・川崎・ 田仲各村組頭 山頭	8 計4 1	瀧保村百姓 井岡村百姓		郷代官
2	文政3 1820	草刈場争論	西目郷名主 出戸村・沼田・高屋・ 両前寺各村組頭 同四か村百姓惣代	1 計9 計5	井岡村百姓 中沢村		郷代官
3	嘉永3 1850	水林につき訴え	瀧保村山守 山頭 名主代	8 1 1	井岡村百姓 中沢村百姓		藩山方役
	年次	文書内容	発行者		宛先		
4	文化8 1811	瀧保村・井岡村山道争論内済	瀧保郷名主	1	井岡村百姓惣代 同五人組頭 同組頭	2 2 2	瀧保村百姓総代 4 同五人組頭 3 同組頭 5
5	嘉永4 1851	瀧保と井岡・中沢間山争い裁許絵図裏書	藩郡奉行・勘定役・山方役・検地役・徒士目付・検地本役	計8	(井岡村・中沢村・瀧保村)		
6	嘉永4 1851	山頭・山守任命願書	瀧保村百姓惣代 同組頭	4 4	瀧保村名主 藩代官		

出所：(町史資料編, 327-334)

第12表は、郷内の山争いに関連する文書の概要である。番号[1]は、文化5(1808)年西目川の西岸にある瀧保郷の大西目・田高・川崎・田中の「田高集落4ヶ村」の惣代・組頭・山頭から、同東岸の瀧保村と井岡村を訴えて、藩の代官へ提出された願いの口上書である。内容は次の通りである。瀧保郷名主から川西が利用してきた山道を封鎖するという通告が

あり、また川東のものが暴力的に山道利用を阻止した。これまでどおり往来できるようたびたび申し立てたが、郷名主は仲裁を口にしつつむしろ利用を遮断しているので信用できない。加えて川東のものは我々の草刈場にまで押しかけている。川西は貢租率が川東よりも高い。今までどおり道路の通行を認めて生活が成り立つようにしてほしい。というものである。この願の帰趨は明らかでないが、ここで重要なことは、川西4ヶ村が独自の「入会地」を持つなどまとまっており、かつ瀧保郷の中で相対的に自立をしていることである。また対立の調整役は郷名主であるが、しかしその調整を拒否し藩の地区担当代官に直接訴えていることが注目される。すでに見たように貢租額の高さの相違などから川西4ヶ村は瀧保村とはやや異なる歴史的経緯で成立した可能性があることを示唆したが、そうしたことを含めて川西4ヶ村の瀧保の中での自立性と4か村としてのまとまりが背後にあって、代官への願になったように思われるのである。

番号[2]は、文政3(1820)年の西目郷の各村が、瀧保郷井岡・中沢両村を郷代官に訴えた文書である。内容は井岡・中沢両村のものが西目郷の草刈場へはいつて草刈をした。西目郷は貢租率が高くこれでは生活が維持できない。領域を明確にする絵図を作成してほしいというものである。ここにいたるまでの経緯は不明であるが、注目されることは、願主が西目郷名主に加えて、各村の複数の組頭と惣代の名前が連名で記されていることであり、枝村の「高屋村」も一村として加わっていたことである。対上部行政権力に対しては郷名主が代表するはずであるが、ここでは組頭と惣代が署名して村の住民の総意として訴えていた。また提出する相手が瀧保郷の名主ではなく、藩の代官であった。ここに郷名主のステータスの低下と村の自立性の高まりが見てとれよう。

番号[3]は、瀧保郷内の村間対立を示すものである。幕末の嘉永3(1850)年瀧保村の山頭と山守8名及び名主代が藩山方役に対し井岡村を訴えた。その内容はこれまで保護をしてきた水源林でもある水林に、井岡村や中沢村のものたちが入林し諸木を伐採したというものである。瀧保村と同じ郷内の村を相手にしてしかも藩の役人に訴えたということは、井岡村と中沢村を自立した訴訟の相手として認定したことを示すものであろう。

番号[4]から[6]はやや性格を異にする文書である。番号[4]は文化8(1811)年の山道に関する争論について郷名主による調停で内済した「済口証文」である。交付者は郷名主で、宛先は争論の当事者である井岡村と瀧保村の、それぞれ百姓惣代、五人組頭。組頭宛である。文中に「瀧保村、猪岡村儀ハ全瀧保郷之枝郷ニ付向後親子同前之親ミ仕」とかかれており、瀧保郷の一体感を強調することで調停が果されたが、実態としてすでに両村は事実上相互に対等な自立した村という実態が示されていた。さらに名主は郷の支配者というより、むしろ村々の調整役としての機能を果すことが求められるようになったのであろう。

番号[5]は嘉永4(1851)年瀧保村と井岡・中沢両村間の山論について、藩が裁定を下した際交付された絵図の裏書きである。裁定に関与した藩の役人は山林担当者だけでなく、郡奉行や検地役など地方行政担当者も含まれ、いわば藩の総意によったものであり、かつ村々へ直接交付したものである。裁定の内容では、むしろ井岡村と中沢村の主張を認め瀧保

村の意見は必ずしも通らなかったものであり、三村を同等の権利者として扱っていた。

藩が新田村を本村と対等に扱ったことは、番号[6]の文書でも明確である。これは同じく嘉永4(1851)年に潟保村の百姓惣代と組頭が郷名主と藩の郷代官に宛てて提出した「口上書」である。内容はこれまでつとめてきた潟保村の山頭と山守が罷免され、山頭には井岡村の、山守には中沢村のものが任命されたが、再度潟保村のものを任命してほしいという願である。先に見たように山守は山利用に関する村の既得権を維持する上で重要な機能を持っていたが、藩はこの文書から明らかなように、任命にあたって本村と新田村を対等に扱っていた。

以上潟保郷内の山論関連文書を見てきたが、19世紀初頭までは山争いについて郷の一体化という論理で郷名主の調停機能がかりうじて保持されてきたが、その反面村々は紛争解決を直接藩に求めるようになり、幕末になると藩も新田村を本村と対等に扱うようになったことが明らかである。このことは新田村は郷内村間関係ばかりでなく、行政権力に対しても交渉力を持つようになり、自治村落としての性格を強めたことを示すものといえよう。

ここまでは潟保郷のケースであるが、西目郷の村については、検討するだけの資料が少なくわずかに第12表の番号[2]のケースだけである。ここでは公式藩政村だけでなく高屋村も登場するが、その自立性と対外交渉力について吟味しうる内容は示されていない。先に見たように「旧高旧領取調帳」にも上高屋・中高屋の村名は記されていない。両村は街道筋の小集落であり、経済的基盤もわずかの製塩業と漁業であって、新田村として自立する基盤もなかったのではなかったか。こうした条件に規定され、出戸村の枝村という地位に変化がなかったのではないかと思われるが、なお今後検討する必要がある。

最後に潟端村について簡単に触れよう。同村は文政11(1828)年に始まる西目潟干拓により登場した。干拓の経過は「町史通史編」で詳細に明らかにされた。そのなかに安政2(1855)年の新田検地の結果が示されている。それによると干拓地は西目郷名主の扱いであった。

第13表に見られるように、名請人は郷を超えて多くの村々から入作してきた作人であり、一つの行政区画として認定されていなかった。この過程で「潟向村」「潟端村」という新田村が記録に見られるようになるが、居住者も干拓関係者の数名で、本格的な村の形成は明治以降であったようである。

第13表 西目潟新田検地名請人居住村別人数

				安政2(1855)年				
郷	村名	石高(石)	名請人数	郷	村名	石高(石)	名請人数	
西目郷	潟端	81.457	3	潟保郷	大西目	1.824	2	
	沼田	69.154	23		田中	0.732	1	
	出戸	35.740	22	子吉郷・その他	船岡	95.394	58	
	上高屋	35.220	10		海士剥	15.204	7	
	中高屋	21.274	7		獺袋	6.256	3	
潟保郷	井岡	63.230	21	新屋	5.984	1		
	中沢	56.473	23	三ッ屋	4.868	3		
	潟保	30.490	13	藤崎	3.980	4		
	川崎	9.072	5	新山	1.472	2		
	田高	5.836	3	開発商人	14.640	1		
						合計	558.300	212

6. おわりに

出所: (町史通史編, 267)

以上「西目地域」各村の形成過程と自立性や自治能力について、中世末期から幕末期ま

で検討してきた。その結果について、繰返しをいとわず、再度整理しよう。

本荘藩の農村統治は、豊臣政権以降進められた検地、兵農分離等による近世的支配を継承しつつ、他方中世末期の旧土豪層の農村支配を残しつつそれに依拠して行われたことに、大きな特徴があった。ほぼ旧土豪層の支配領域にそって郷をおき、そこに名主を任命した。また所領である公式藩政村には、子吉村のように内部の村を包括した「架空」の「村」を含み、またその後多数の新田村が形成されたが、村数は不変のままであった。このため行政ラインは、藩—郷—公式藩政村—内部集落(村)と、複合的多層的な構造となった。

17世紀末まで続いた新田開発の過程で、農民の流動性は高まり、小農家族による経営が生まれた。石高は1.5倍に増加し農家戸数も急増した。新田村が形成され、17世紀末から18世紀初めには、現在に連なる集落の原型である「村」が揃うことになった。

検地と貢租の村請制の単位は郷であったが、「西目地域」の場合18世紀初めには、事実上新田村を含む各村で貢租の徴収が行われ、それをまとめて郷の名主が藩へ納入したと推測される。村請制は新田村を含む内部集落の自治能力に依拠し始めたといえよう。

新田開発に伴う秣等山林資源の需要増加は多くの山論を発生させた。その過程で村々は自己主張をし始める。新田開発面積が大きかった潟保郷では18世紀後半、村々は子吉郷への山貸しについて、郷名主に対し反対の声をあげる。村々は郷内で意思表示をする能力を明確にしめし、名主はそれら村々の意思を調整し、対外交渉に臨んだであろう。19世紀には村々の要求や訴えは、郷名主と共に直接外部や藩の行政担当者に及んだ。訴える相手も村である。このことは相互に自立した村と認識してのことであろう。行政担当者もまた、新田村を含めてすべての村を、自立し対外交渉力を持った村と認定し、裁定を下すとともに、山頭や山守を任命するなど施策の実施者として扱った。このことは、公式藩政村の内部集落であった新田村も、自治能力と対外交渉力をもった自治村落であったことを示すことである。さらに中世末期以来、潟保村とは形成過程を異にする川西の「田高集落4ヶ村」は、共通する歴史的経験と利害もあって、相互に連携しあう傾向があった。

一方西目郷は、新田開発のインパクトが相対的に弱かった。また新たに姿を見せた上高屋と中高屋は、その経済的基盤が異なることもあって、出戸村の枝村にとどまったのであろう。また潟端村は幕末にはじめて登場したが、いまだ村としての機能はほとんど見られなかったであろう。こうして西目郷の場合、村としての意思の集約とその表示は、郷名主の公式藩政村の3ヶ村が単位であった。

以上のことから明治以降に連なる「西目地域」の藩政期の村々で、意思決定機構とそれに基づく自治能力を持ち対外交渉力を備えた村＝自治村落は、潟保郷の公式藩政村である潟保村、新田村である井岡村と中沢村、そして相互に連携し明治期には「四ヶ村＝田高」集落として統合する川崎村、田高村、大西目村、田仲村であった。西目郷は沼田村と出戸村、そして明治期に平沢町に帰属する両前寺村が自治村落であり、上高屋と中高屋そして潟端村は、自治村落の機能と能力を保持しない集落であった。なお海士剥村は、子吉郷内薬師堂村の枝村であるが、その性格は必ずしも明らかにならなかった。

こうした歴史性の中で形成された村々の性格が、明治以降行政村の末端機構である「部落」の機能と性格を根底で規定していたといえよう。

冒頭に触れたように、齋藤仁氏は自治村落について、藩政村だけでなく枝村等の内部集落も一個の藩政村として独立することもあり得ると指摘した。本稿で検討したように「西目地域」のばあい、公式藩政村の内部集落であった新田村が、制度上藩政村として「独立」しなかったものの、しかし自治的能力をもち事実上の「藩政村」として藩から扱われるようになった。齋藤氏の指摘にそった事例であろう。とはいえ上高屋や中高屋のように枝村といえども自治的能力を備えなかったケースもあることに留意をする必要がある。

以上のことは、具体的な事例により村落の社会関係やそれに基づく自治能力を分析する際には、村落を取巻く社会経済的要素に加えて、藩の農村支配政策等歴史的条件を踏まえることが必要であることを示すものであろう。

注1) いわゆる「自治村落論」については、(齋藤仁, 1989)を参照。

- 2) 批判については、(坂根, 1996), (坂根, 2011), 庄司(2012)等を参照のこと。なおその論点の整理については、簡単ながら(大鎌, 2014)を参照のこと。
- 3) (齋藤, 2009)。なお(齋藤・大鎌・両角, 2015)も参照のこと。
- 4) 筆者も参加した『西目町史』の編纂の過程で、「古代・中世編」と「近世編」を担当した半田和彦氏(元秋田県高等学校教諭・元秋田県図書館長)には多くのご教示をいただき、近年も筆者の疑問に丁寧にご回答いただいた。記して感謝の意を表したい。
- 5) 中世末期から近世的幕藩体制が一応成立する時期の由利郡における農村支配体制とその変化については(本荘市史通史編Ⅰ第三編第四章)(町史通史編, 古代・中世編第三・四章, 近世編第一章)が詳しい。
- 6) (井川, 1981, 238)によると、山形県庄内の事例を踏まえて最上氏の「家臣団は中世以来のまま、城持ちとして独立していた」のであり、「地方知行制」を行っていたという。(細谷, 2016)も同上書に拠りつつ同様の見解を取っている。なお井川の著書は、細谷の一連の著書を通じて知ることができた。
- 7) (本荘市史通史編Ⅰ, 619-622)。なお同じく最上領であった庄内でも、出入り作が多くかつ名請人は土豪を中心にして記載された(井川, 1981, 213-214)。
- 8) 「出田」について、『本荘市史』も『西目町史』も最上氏入部直後に検地があり、その後の開田面積ではないかと推定している(本荘市史通史編Ⅰ, 592-593)(町史通史編, 184-185)。一方井川(1981, 209-213)によると、庄内では最上氏は天正18(1590)年上杉によって行われた検地(いわゆる太閤検地)の土地台帳により支配を開始し、慶長16(1611)年改めて総検地を実施したが、この総検帳に記載された「出」は、上杉検地の補正による新田としている。いずれにしろ最上領ではこの時期新田開発が進行していたことが確認できよう。
- 9) なお(本荘市史資料編Ⅰ下, 599)には、最上家家臣の本城氏の領地である子吉郷(10ヶ村)の中に「田高村」の村名がある。子吉郷は瀧保郷に隣接し、旧在地領主子吉氏の支配地であった。また現在の

田高集落の後背地にある丘には、集落を望むように立地した「田高館跡」遺跡が存在するが、その「館主については、古記録等には見えないが、かなり強固な構え」という(町史資料編, p243-245)。最上検地の記録に表れたこの「田高村」について、「町史通史編」には何も触れられていないので、これ以上のことは不明である。とはいえ「潟保村」とは支配を異にして相対的に区別された「田高村」がこの時期成立しており、それが後の行政村西目村にある田高集落の源流であるという可能性はないであろうか。

- 10) (西目町史編纂委員会, 2001, 189-191)。なお同書ではこの経営を「地主的経営を行っていたと見ることができる」としている。
- 11) 村役人の名称は、時期により「肝煎」「庄屋」「名主」と変わっているが(「本荘市史通史編Ⅱ」, p364-366)、混乱を避けるためここではすべて「名主」の名称を用いる。
- 12) 「石沢騒動」については、(本荘市史通史編Ⅱ, 546-560), および象潟町(2002, p473-476)を参照。
- 13) 酒田街道については(本荘市史通史編Ⅱ, 113-116)を参照。
- 14) 以上薬師堂村と海士剥については(本荘市史通史編Ⅱ, 116, 382-383)による。
- 15) 以上(木村, 1995)による。ちなみに同書に付された【参考】によると、由利郡の村数は242ヶ村で、天歩郷帳の192ヶ村に比べて26%増えている。
- 16) 井川(1981, 246)によると、庄内に酒井氏入部後の行われた「元和検地」を分析して、農村内部には、土豪、水呑や名子を抱えた有力本百姓、土豪や有力本百姓から独立した本百姓、零細な本百姓、水呑・名子の5つの階層が存在していたことを指摘している。西目地域でも同様の構成ではなかったであろうか。
- 17) このことは、「町史」の近世を担当執筆した半田和彦氏の示唆による。とはいえ誤りがあるとすればその責は筆者にある。
- 18) 由利地区の山論や山争いについては、「本荘市史通史編Ⅱ」及び「町史資料編」「町史通史編」が詳しい。本稿も両書から多くを学んだ。以下の本節に示す各文書の内容は、「町史」の「両編」の記述による。

引用文献

- 秋田県(1963)『秋田県史 資料 近世編下』
- 井川一良(1981)『八幡町史上巻』八幡町史編纂委員会
- 池田正治(1993)『西目の里 地名のはなし』私家版
- 半田和彦(1975)「本荘藩の村について」佐藤憲一『鶴舞』31, 本荘市文化財保護協会
- 本荘市(1984)『本荘市史 資料編Ⅰ上』本荘市。本文では「本荘市史資料編Ⅰ上」と表記。
- 本荘市(1985)『本荘市史 資料編Ⅰ下』本荘市。本文では「本荘市史資料編Ⅰ下」と表記。
- 本荘市(1986)『本荘市史 資料編Ⅲ』本荘市。本文では「本荘市史資料編Ⅲ」と表記。
- 本荘市(1987)『本荘市史 通史編Ⅰ』本荘市。本文では「本荘市史通史編Ⅰ」と表記。
- 本荘市(1994)『本荘市史 通史編Ⅱ』本荘市。本文では「本荘市史通史編Ⅱ」と表記。
- 細谷昂(2016)『庄内稲作の歴史社会学——手記と語りの記録——』御茶の水書房。

- 木村礎(1995)『旧高旧領取調帳 東北編』東京堂出版.
- 象潟町(2002)『象潟町史 通史編上』象潟町.
- 西目町史編纂委員会(1998)『西目町史 資料編』西目町. 本文では「町史資料編」と表記.
- 西目町史編纂委員会(2001)『西目町史 通史編』西目町. 本文では「町史通史編」と表記.
- 大鎌邦雄(1994)『行政村の執行体制と集落——秋田県由利郡西目村の「形成」過程——』
農業総合研究所, 日本経済評論社.
- 大鎌邦雄(2014)「昭和農業恐慌期における行政村と自治村落——農村計画の実施過程にみる関係の『再編』——」庄司俊作編『市町村合併と村の再編——その歴史的变化と連続性——』【年報】村落社会研究 50, 農山漁村文化協会.
- 齋藤仁(1989)『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社.
- 齋藤仁(2009)「日本の村落とその市場対応組織——批判への答えを中心として——」大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落』清文堂.
- 齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫(2015)『自治村落の基本構造——「自治村落論」をめぐる座談会記録——』農林統計協会.
- 坂根嘉弘(1996)『分割相続と農村社会』九州大学出版会.
- 坂根嘉弘(2011)『日本伝統社会と経済発展——名著に学ぶ地域の個性 3(家と村)』農山漁村文化協会.
- 庄司俊作(2012)『日本の村落と主体形成——協同と自治——』日本経済評論社.
- 史籍研究会(1984)『天保郷帳(一) 内閣文庫所蔵史籍叢刊』汲古書院.